

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則

- 北海道小売物価統計調査規則を廃止する規則 (統計課 一五九)
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課 一六〇)

告示

- 北海道小売物価統計調査規則第六条の規定による品目の指定の廃止 (統計課 一六〇)
- 特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告 (情報政策課 一六〇)
- 大規模小売店舗立地法第六条第五項(廃止)の届出 (地域産業課 一六二)
- 平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(農政部所管分 その六) (農政課 一六三)
- 北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正 (農政課 一六四)
- 土地改良法による国営換地計画の決定 (農地調整課 一六五)
- 土地改良法の役員の就任及び退任の届出 (土地改良指導課 一六五)
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課 一六五)
- 家畜伝染病検査の命令(四件) (酪農畜産課 一六六)
- 家畜伝染病の発生 (酪農畜産課 一六七)
- 知事権限に係る保安林の指定の予定 (治山課 一六七)
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課 一六八)
- 基本測量の終了の通知 (建設部総務課 一六八)
- 公共測量の実施の通知 (建設部総務課 一六八)
- 土地収用法による事業の認定 (建設部総務課 一六八)
- 道路の区域の変更 (道路整備課 一六九)
- 道路の区域の変更の一部改正 (道路整備課 一六九)
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災害課 一六九)
- 市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧 (都市計画課 一七〇)

支庁告示

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了(二件) 一七〇

支庁公告

- 軽油引取税免税証の亡失の届出 一七〇

札幌医科大学告示

- 一般競争入札(物品の購入)の実施 一七〇

道教育庁留萌教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 一七一

道教育庁十勝教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 一七二

道公安委員会告示

- 遊技機の認定及び型式の検定等の告示 一七二

公布された規則のあらまし

◇北海道小売物価統計調査規則を廃止する規則(規則第百二十八号)

- 一 趣旨及び内容
北海道小売物価統計調査規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十四年一月一日から施行することとした。

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則(規則第百二十九号)

一 趣旨

二級建築士試験及び木造建築士試験(以下「二級建築士試験等」という。)の学科の試験の免除対象者を改正することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

他の都府県知事が実施した二級建築士試験等の学科試験の合格者について、学科の試験に合格した二級建築士試験等の日後引き続いて行われる次の二回の二級建築士試験等の学科の試験を免除することとした(第十五条関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

北海道小売物価統計調査規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十三年十二月二十八日

北海道規則第百二十八号

北海道小売物価統計調査規則を廃止する規則

北海道知事 堀 達也

北海道小売物価統計調査規則（昭和六十三年北海道規則第十七号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成十四年一月一日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月二十八日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第二百二十九号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年北海道規則第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「合格した者」の下に「（他の都府県知事が行った試験に合格した者を含む。）」を加え、「に引き続いて」を「日後引き続いて」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第2154号

昭和63年北海道告示第486号（北海道小売物価統計調査規則第6条の規定による品目の指定）は、廃止し、平成14年1月1日から施行する。

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第2155号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 北海道行政コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末

（その1）132台

北海道行政コミュニケーションシステムに使用するソフトウェア

クライアントアプリケーション （その1）132組

クライアントアプリケーションに使用するクライアント端末 （その1）170クライアント

（その2）27台

北海道行政コミュニケーションシステムに使用するソフトウェア

（その2）27組

クライアントアプリケーション （その2）60クライアント

クライアントアプリケーションに使用するクライアント端末

（その3）27台

北海道行政コミュニケーションシステムに使用するソフトウェア

（その3）27組

クライアントアプリケーション （その3）35クライアント

クライアントアプリケーションに使用するクライアント端末

（その4）20台

北海道行政コミュニケーションシステムに使用するソフトウェア

（その4）20組

クライアントアプリケーション （その4）40クライアント

クライアントアプリケーションに使用するクライアント端末

（その5）14台

北海道行政コミュニケーションシステムに使用するソフトウェア

（その5）14組

クライアントアプリケーション （その5）25クライアント

クライアントアプリケーションに使用するクライアント端末

（その6）102台

北海道行政コミュニケーションシステムに使用するソフトウェア

（その6）102組

クライアントアプリケーション （その6）120クライアント

クライアントアプリケーションに使用するクライアント端末

（その7）23台

北海道行政コミュニケーションシステムに使用するソフトウェア

（その7）23組

クライアントアプリケーション （その7）85クライアント

クライアントアプリケーションに使用するクライアント端末

（その8）22台

北海道行政コミュニケーションシステムに使用するソフトウェア

ウイルスバスタークライアントライセン ス 北海道行政コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末 北海道行政コミュニケーションシステムに使用するソフトウェア ウイルスバスタークライアントライセン ス 北海道行政コミュニケーションシステムに使用するクライアント端末 北海道行政コミュニケーションシステムに使用するソフトウェア ウイルスバスタークライアントライセン ス 入札説明書及び要求仕様書による。 納入期日 平成14年3月20日 (水) 納入場所 別途指示する場所 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成13年12月28日から平成14年2月6日までの開庁時間内 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部情報政策課 電話番号 011－231－4111 内線 23－226	(その8) 22組 (その8) 95ライセン (その9) 55台 (その9) 55組 (その9) 55ライセン (その10) 124台 (その10) 124組 (その10) 130ライセン
	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部情報政策課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館庁舎9階共用会議室A (郵送による場合は、郵便番号 060－8588 北海道総合企画部情報政策課) (2) 入札日時 ア 平成14年2月13日 (水) 午前10時 イ 平成14年2月13日 (水) 午前10時30分 ウ 平成14年2月13日 (水) 午前11時 エ 平成14年2月13日 (水) 午前11時30分 オ 平成14年2月13日 (水) 午後1時 カ 平成14年2月13日 (水) 午後1時30分 キ 平成14年2月13日 (水) 午後2時 ク 平成14年2月13日 (水) 午後2時30分 ケ 平成14年2月13日 (水) 午後3時 コ 平成14年2月13日 (水) 午後3時30分 (郵便による場合は、平成14年2月12日までに必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)) 相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部情報政策課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

第1327号

北海道公報

9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総合企画部情報政策課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－231－4111 内線 23－226 (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : 1. Nature a. Personal Computer b. Software 2. Quantity 1－a. 132 set 1－b. 132 set (Virus Buster corp. license 170) 2－a. 27 set 2－b. 27 set (Virus Buster corp. license 60) 3－a. 27 set	3－b. 27 set (Virus Buster corp. license 35) 4－a. 20 set 4－b. 20 set (Virus Buster corp. license 40) 5－a. 14 set 5－b. 14 set (Virus Buster corp. license 25) 6－a. 102 set 6－b. 102 set (Virus Buster corp. license 120) 7－a. 23 set 7－b. 23 set (Virus Buster corp. license 85) 8－a. 22 set 8－b. 22 set (Virus Buster corp. license 95) 9－a. 55 set 9－b. 55 set (Virus Buster corp. license 55) 10－a. 124 set 10－b. 124 set (Virus Buster corp. license 130) B. Bid tendering date and time : 1 10 : 00 A. M. February 13, 2002 2 10 : 30 A. M. February 13, 2002 3 11 : 00 A. M. February 13, 2002 4 11 : 30 A. M. February 13, 2002 5 1 : 00 P. M. February 13, 2002 6 1 : 30 P. M. February 13, 2002 7 2 : 00 P. M. February 13, 2002 8 2 : 30 P. M. February 13, 2002 9 3 : 00 P. M. February 13, 2002 10 3 : 30 P. M. February 13, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than February 12, 2002) C. Contact : Information Policy Division, Department of Comprehensive Planning, Hokkaido Government, Kita 3, Nishi 6, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan Phone : 011-231-4111 Ext. : 23-226 北海道告示第2156号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。
---	--

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 丸正デパート
住 所 北見市北2条西1丁目
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名 称 株式会社千葉ビル
代表取締役 千葉 正
所在地 北見市北2条西1丁目1番地
- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,580平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成13年12月10日
- (6) 変更する理由
テナント退店のため
- 2 届出年月日
平成13年12月13日

北海道告示第2157号

北海道が平成13年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。
平成13年12月28日

北海道知事 堀 達 也

(農政部所管分 その6)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 アグリビジネス緊急支援事業 アグリビジネスへの経営展開に必要な施設の整備を行うことにより、更なるアグリビジネスの推進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農業者等の組織する団体 第3セクター等 (地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人に限る。)	1 市町村がアグリビジネス緊急支援事業の実施に関する指導推進を行う場合における当該指導推進に要する経費 2 農業者等の組織する団体、市町村、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会等がアグリビジネス緊急支援事業を行う場合又は市町村がアグリビジネス緊急支援事業を行う農業者等の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) アグリビジネス支援整備事業 (2) アグリビジネス支援整備附带事業	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第45号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第45号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	

	土地改良区 土地改良区連合						
2 食肉処理施設整備事業 牛海綿状脳症検査等に対応したと畜場の施設整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	と畜場設置者	と畜場設置者が食肉処理施設整備事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内 (ただし、焼却施設の整備にあつては、3分の2以内)	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

北海道告示第2158号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達 也

農政第45号様式

アグリビジネス緊急支援事業計画（実績）書

農政第45号様式を次のように改める。

市町村名		市町村		計画認定年度		平成	年度	経費の配分				備考
事業種目		事業主体	工種又は施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工 (予定) 年月日	しゅん工 (予定) 年月日	総事業費 (A)+(B)+(C) 円	費の配分			
									負担 道費補助金 (A) 円	市町村費 (B) 円	その他 (C) 円	
アグリビジネス支援整備事業												
アグリビジネス支援整備附帯事業												
計												
市町村 附帯事務費												

平成13.12.17 南長沼土地改良区

北海道告示第2162号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性子宮炎の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 実施の目的 馬伝染性子宮炎の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健）
日 高 町 平成14年1月4日から1月31日まで
平 取 町 同
門 別 町 同
新 冠 町 同
静 内 町 同
三 石 町 同
浦 河 町 同
様 似 町 同
え り も 町 同
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で繁殖の用に供している軽種馬及び臨床・疫学的に感染のおそれのある馬
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
(2) 検査は、細菌培養法による。

北海道告示第2163号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達 也

1 実施の目的 馬伝染性貧血の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

市 町 村 名 実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健）
札 幌 市 市 平成14年2月25日から3月22日まで

千 歳 市 市 同
日 高 町 町 同
平 取 町 町 同
門 別 町 町 同
新 冠 町 町 同
静 内 町 町 同
三 石 町 町 同
浦 河 町 町 同
様 似 町 町 同
え り も 町 町 同

3月1日から3月15日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
競馬場のきゅう舎に入きゅう予定の馬

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第2164号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及び結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達 也

1 実施の目的 牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

市 町 村 名 実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健）
北 見 市 市 平成14年1月4日から3月29日まで

北 佐 呂 間 町 同

- 美 幌 町 平成14年1月4日から3月29日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第2165号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 実施の目的 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
岩 見 沢 市 平成14年2月4日から3月29日まで
由 仁 町 同
留 辺 藁 町 同 1月4日から3月29日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
(2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第2166号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達 也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者・疑似患者の別	発生頭数	発生の場所	発生年月日
伝染性海綿状脳症	牛	疑似患者	1	天塩郡幌延町	平成13.12.13

伝染性海綿状脳症	同	同	1	稚内市	同	13.12.15
伝染性海綿状脳症	同	同	2	宗谷郡猿払村	同	
伝染性海綿状脳症	同	同	1	枝幸郡枝幸町	同	
伝染性海綿状脳症	同	同	1	枝幸郡中頓別町	同	

北海道告示第2167号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 保安林予定森林の所在
場所 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字老若舞28の1から28の3まで
・28の7・31の1から31の4まで・54の1から54の3まで
・104（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 霧害の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 保安林予定森林の所在
場所 川上郡弟子屈町字弟子屈43の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 風害の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び弟子屈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2168号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡京極町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡京極町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由

ダム事業用地及び発電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡京極町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡京極町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

場所

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2169号

国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による通知があった。

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達 也

1 作業種類 基本測量（精密測地網高度基準点測量）

2 作業期間 平成13年7月2日から12月10日まで

3 作業地域 旭川市、夕張市、留萌市、深川市、芦別市、富良野市、雨竜町、幌加内町、

小平町、上川町、東川町、和寒町、朝日町、新得町、増毛町

北海道告示第2170号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達 也

1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間 平成13年12月17日から平成14年1月31日まで

3 作業地域 瀬棚町

北海道告示第2171号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成13年12月28日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 起業者の名称 深川市

(2) 事業の種類 深川市文化交流施設建設事業

(3) 起 業 地

ア 収 用 の 部 分 北海道深川市5条地内

イ	使用の部分なし
(4)	起業地を表示する 図面の縦覧場所 深川市役所
2(1)	起業者の名称 鹿追町
(2)	事業の種類 (仮称) 274公園整備事業
(3)	起業地 北海道河東郡鹿追町笹川北8線地内
ア	収用の部分なし
イ	使用の部分なし

(4) 起業地を表示する 鹿追町役場
図面の縦覧場所

北海道告示第2172号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年12月28日

1	道路の種類	道道	変更前後の別	敷地の
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所	路線名	変更前後の別	敷地の
	上土幌土幌音更線	河東郡音更町駒場南4条通3番1地先から 河東郡音更町駒場南4条通2番1地先まで	前	17.24m 23.17m
	幕別帯広芽室線	帯広市西17条南6丁目6番2地先から 帯広市西17条南6丁目1番2地先まで	後 前	19.19m 23.17m 43.00m 76.00m 31.00m 53.00m

北海道告示第2173号

平成13年北海道告示第2056号（道路の区域の変更）の一部を次のように改正する。

平成13年12月28日

北海道事 堀 達也

3の道路の区域の事項中、敷地の幅員の欄「8.50mから41.00mまで」を「9.40mから41.00mまで」、「15.00mから59.70mまで」を「8.50mから59.70mまで」に改める。

北海道告示第2174号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成13年12月28日

1 しゅん功認可の年月日 平成13年12月18日

北海道知事 堀 達也

2	しゅん功認可を受けた者	
(1)	氏名又は名称	北海道
(2)	住所	札幌市中央区北3条西6丁目
(3)	代表者の氏名	北海道知事 堀 達也
3	埋立区域	
(1)	位置	島牧郡島牧村字原歌町31番2地先の公有水面
(2)	区域	次の1の地点から4の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と4の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
	1の地点	三級基準点11-No.3 (北緯42度41分12秒5.29、東経139度59分25秒1.677 (X=-145.824.025、Y=-21.276.717))
	2の地点	から方向角351度42分25秒の方向53.28mの地点
		1の地点から方向角326度28分26秒の方向2.32mの地点

事は、完了した。

平成13年12月28日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 河東郡音更町希望が丘5番9のうち

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 河東郡音更町木野東通3丁目2番1 牧野 豊

3 開発許可年月日及び番号 平成13年8月17日 十建指第13-10号

支 庁 公 告

次の軽油引取税免税証については、石油製品販売業者から亡失した旨の届出があったので、平成13年11月14日以降無効とした。

平成13年12月28日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

免税証の種類	記号及び番号	枚数	業種	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証交付名
100円券	G1056709	2	農 業	H13. 7. 26	池田町字利別本町1	北 海 道
	G1056711	枚		H13. 11. 30	十勝池田町農業協同組合	十 勝 支 庁

支 庁 告 示

北海道知事 堀 達 也

都 市 計 画 の 種 類 市町村名
苫小牧圏都市計画公園 厚 真 町
滝川都市計画特別用途地区 滝 川 市
士別都市計画火葬場 士 別 市
虻田都市計画道路 虻 田 町

北海道胆振支庁告示第22号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年12月28日

北海道胆振支庁長 天 谷 直 純

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 勇払郡早来町字遠浅691番25 はまか10筆 (第一工区)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 勇払郡早来町大町95番地 早来町土地開発公社 理事長 小森 博行
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年6月11日 胆建指第13-5号

北海道十勝支庁告示第27号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第21号

次のとおり一般競争入札を (以下「入札」という。) を実施する。

平成13年12月28日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア 自動細胞解析装置 1式
- イ ピクトロスタット 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年3月15日
- (4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2	入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
	(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
	(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
	(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
	3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課会計室
	4 入札執行の場所及び日時
	(1) 自動細胞解析装置 1式
	ア 入札場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟 1階会議室(3)
	イ 入札日時 平成14年1月16日 午前10時
	ウ 開札場所 アに同じ。
2	エ 開札日時 イに同じ。
	(2) ピクトロスタット 1式
	ア 入札場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学基礎医学研究棟 1階会議室(3)
	イ 入札日時 平成14年1月16日 午前10時30分
	ウ 開札場所 アに同じ。
	エ 開札日時 イに同じ。
	5 入札保証金
	(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
	(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
	6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課会計室	
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。	
7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。	
8	落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
	9 契約書作成の要否 要
	10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
	(1) 提出期限 平成14年1月9日
	(2) 提出場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課会計室
	11 その他
	(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
	(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
	(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 札幌医科大学事務局総務課会計室 イ 所在地 郵便番号 060－8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011－611－2111 内線 2157
(4) この入札の執行は、公開する。	
(5) 詳細は、入札説明書による。	
北海道教育庁留萌教育局告示第6号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
平成13年12月28日	
北海道教育庁留萌教育局長 松浦 隆	
1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たり単価）	

第1327号

北海道教育委員会

北海道教育庁十勝教育局告示第11号	パーソナルコンピュータ 1 式 42台×1校 (普通科)
	2 落札を決定した日 平成13年11月28日
	3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社 ソリエーションセンター (2) 住 所 旭川市緑が丘東1条4丁目1番19号
	4 落札金額 1月当たり単価 162,875円
	5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
	6 一般競争入札の公告 平成13年北海道教育庁留萌教育局告示第5号
	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道留萌市住之江町2丁目1番2
道教育庁十勝教育局告示	
北海道教育庁十勝教育局告示第11号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成13年12月28日 北海道教育庁十勝教育局長 白 野 寛 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 北海道鹿追高等学校に係る情報処理教育機器 (学習用システムパーソナルコンピュータ) の賃貸借契約 パーソナルコンピュータ 1 式 42台×1校 (普通科) (2) 北海道帯広豊学校に係る情報処理教育機器 (学習用システムパーソナルコンピュータ) の賃貸借契約 パーソナルコンピュータ 1 式 7台×1校 (豊学校) 2 落札を決定した日 平成13年11月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 北海道鹿追高等学校に係る情報処理教育機器 (学習用システムパーソナルコンピュータ)	

北海道公安委員会告示第107号	タ) の賃貸借契約 ア 氏 名 東芝不動産総合リース株式会社 代表取締役 中村 憲之 イ 住 所 東京都港区芝浦1丁目1番1号 (2) 北海道帯広豊学校に係る情報処理教育機器 (学習用システムパーソナルコンピュータ) の賃貸借契約 ア 氏 名 松下リース・クレジット株式会社 代表取締役社長 宮井 淳治 イ 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号 4 落札金額 (1) 北海道鹿追高等学校に係る情報処理教育機器 (学習用システムパーソナルコンピュータ) の賃貸借契約 204,750円 (2) 北海道帯広豊学校に係る情報処理教育機器 (学習用システムパーソナルコンピュータ) の賃貸借契約 46,935円
	5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
	6 一般競争入札の公告 平成13年北海道教育庁十勝教育局告示第7号
	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目
道公安委員会告示	
北海道公安委員会告示第107号 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第4号) 第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第20条第4項の検定をいう。) を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。 平成13年12月28日 北海道公安委員会委員長 潮 田 隆	

1	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所		東京都葛飾区小菅二丁目8番9号 株式会社大都技研
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 木原 海俊
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		東京都葛飾区小菅二丁目8番9号
	型式 遊技機の種類		回胴式遊技機
	遊技機の区分 型 式 名		イチゲキ
	製造業者名		株式会社大都技研
	型式試験番号		14055600
	検 定 年 月 日		平成13年12月28日
	検 定 番 号		第14055600号
	検 定 の 有 効 期 間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
2	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 後藤 常喜
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県名古屋市中白区中砂町145番地
	型式 遊技機の種類		ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分 型 式 名		C R あどべん隊 Z 2
	製造業者名		株式会社まさむら遊機
	型式試験番号		10049900
	検 定 年 月 日		平成13年12月28日
	検 定 番 号		第10049900号
	検 定 の 有 効 期 間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
3	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 中島 潤
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	型式 遊技機の種類		ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分 型 式 名		C R ・ お水の花道 J
	製造業者名		株式会社平和
	型式試験番号		10049800
	型式 遊技機の区分		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		
	型式試験番号		

4	検 定 年 月 日		平成13年12月28日
	検 定 番 号		第10049800号
	検 定 の 有 効 期 間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	型式 遊技機の種類		ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分 型 式 名		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R フォーバーはっちんG15
	製造業者名		株式会社三共
	型式試験番号		10051300
5	検 定 年 月 日		平成13年12月28日
	検 定 番 号		第10051300号
	検 定 の 有 効 期 間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所		東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社ダイドー
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 實田 久治
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型式 遊技機の種類		ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分 型 式 名		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R フォーバーリンG P
	製造業者名		株式会社ダイドー
	型式試験番号		10057000
6	検 定 年 月 日		平成13年12月28日
	検 定 番 号		第10057000号
	検 定 の 有 効 期 間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所		三重県松阪市中万町鐘突2185番地の2 岡崎産業株式会社
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 岡崎 安弘
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		三重県松阪市中万町鐘突2185番地の2
	型式 遊技機の種類		回胴式遊技機
	遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式試験番号		
	型式		

の型式名		ミラクル
概要製造業者名		岡崎産業株式会社
型式試験番号		14055500
検定の年月日	平成13年12月28日	
検定番号	第14055500号	
検定の有効期間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
代表者の氏名		代表取締役 里見 治
製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R 北斗の拳
	製造業者名	サミー株式会社
型式試験番号		10041100
検定の年月日	平成13年12月28日	
検定番号	第10041100号	
検定の有効期間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番4号 株式会社藤商事
代表者の氏名		代表取締役 松元 邦夫
製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R ダーティベアV
	製造業者名	株式会社藤商事
型式試験番号		10053800
検定の年月日	平成13年12月28日	
検定番号	第10053800号	
検定の有効期間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番4号 株式会社藤商事
代表者の氏名		代表取締役 松元 邦夫

製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R ダーティベアR
	製造業者名	株式会社藤商事
型式試験番号		10053900
検定の年月日	平成13年12月28日	
検定番号	第10053900号	
検定の有効期間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
代表者の氏名		代表取締役 伊藤 博吉
製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	マジックストーン
	製造業者名	株式会社銀座
型式試験番号		10033500
検定の年月日	平成13年12月28日	
検定番号	第10033500号	
検定の有効期間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
代表者の氏名		代表取締役 伊藤 博吉
製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	マジックストーンE
	製造業者名	株式会社銀座
型式試験番号		10053600
検定の年月日	平成13年12月28日	
検定番号	第10053600号	

	検定の有効期間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 濱岡 洋平
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市区見寄町125番地
	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機
12	型式の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R パチンコシアターX
	製造業者名		タイヨーエレック株式会社
	型式試験番号		10054500
	検定年月日		平成13年12月28日
	検定番号		第10054500号
	検定の有効期間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都品川区東五反田一丁目6番3号 株式会社タイヨー
	代表者の氏名		代表取締役 山崎 茂喜
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県藤岡市鮎川211番地
	遊技機の種類		回胴式遊技機
13	型式の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 スカルスカスリーA
	製造業者名		株式会社タイヨー
	型式試験番号		14049300
	検定年月日		平成13年12月28日
	検定番号		第14049300号
	検定の有効期間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都品川区東五反田一丁目6番3号 株式会社タイヨー
	代表者の氏名		代表取締役 山崎 茂喜
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県藤岡市鮎川211番地
	遊技機の種類		回胴式遊技機
14	型式の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 スノースターA
	製造業者名		株式会社タイヨー
	型式試験番号		10054500
	検定年月日		平成13年12月28日
	検定番号		第10054500号

	型式試験番号		14049400
	検定年月日		平成13年12月28日
	検定番号		第14049400号
	検定の有効期間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都品川区東五反田一丁目6番3号 株式会社タイヨー
	代表者の氏名		代表取締役 山崎 茂喜
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県藤岡市鮎川211番地
	遊技機の種類		回胴式遊技機
	型式の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ハンガロアA
	製造業者名		株式会社タイヨー
15	型式試験番号		14049500
	検定年月日		平成13年12月28日
	検定番号		第14049500号
	検定の有効期間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフアイア
	代表者の氏名		代表取締役 井置 定男
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機
	型式の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R 花満V
	製造業者名		株式会社ソフアイア
16	型式試験番号		10055200
	検定年月日		平成13年12月28日
	検定番号		第10055200号
	検定の有効期間		公示の日（平成13年12月28日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都品川区東五反田一丁目6番3号 株式会社タイヨー

平成十三年十二月二十八日

金曜日

一七六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発 行 所

集 行 所

北海道総務部法制課
北海道印刷株式会社